# ［短佣1雇用シエアリング事業のこ提案 

兼業•副業, 出向マツチング支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で，「従業員を休業させるなど，雇用の維持に不安を抱える企業」と「人手不足で一時的にでも人村を受入れたい企業」の短期的な雇用のシェアを支援する事業をオール京都体制で実施しています。
休業を余儀なくされた企業や徙業員の皆様，また人手不足にお悩みの企業の皆様は，ぜひご検討• ご相談下さい。

【短期】雇用シェアリング事業
気㥅なしたす！


| $\begin{aligned} & \text { 木 } \\ & 1 \\ & \underset{R}{1} \end{aligned}$ |  | 経済団体，労働者団体，国•府•京都市の行政に產業雇用安定センター京都事務所を加えた オール京都による推進体制で運営されています |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  | 兼業•副業から出向まで，多様な働き方に関する個別のマッチング支援が受けられます専属社労士の派遣や労働局のアドバイス等による法的•制度的なサポートが受けられます |
|  |  | 送出企業の従業員と受入企業の出会いの場を創出します オンライン対応あり） |
|  |  | 就業後も兼業•副業中の企業•従業員のあなさまからの相談支援に対応します |

この制度を利用したい企業や従業員の方は，裏面の留意事項を十分ご理解の上，ご利用ください。 ご不明な点は，ご遠慮なく下記あてお問い合わせください。

## 短期助け合いマッチング協議会【短期1雇用シェアリング事務局

（京都経営者協会，連合京都，産業雇用安定センター京都事務所，近畿経済産業局，京都労動局，京都市，京都府）

# https：／／www．pref．kyoto．jp／koyou／news／worksharing．html 


－上記サイトから求人情報を確認し，従業員の方へ情報を提供してください
従業員の方から求人に応募したいという申し出があれば，他企業で就業する期間•時間，労働•社会保険に関する留意点や手続きなど，従業員の方と十分に調整いただいたうえで，従業員ご自身から直接求人企業に応募してください。

## －従業員の方が他企業で就業することが決まったら

労働社会保険手続き，その他法令に基づき兼業•副業の許可をしてください。
なお，兼業•副業を認めるためには，就業規則の整備等が必要となります。未整備の場合は整備をお願いします。
必要に応じ，専属社労士によるサポートをご利用いただけます。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。

## －出向の場合は対応が異なります

出向先事業所との間の出向契約が必要になります。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。

## 

```
-まず求人情報をご提出ください
上記サイトから求人情報のフォーマットをダウンロードし必要事項を記入, エクセルフォーマットのまま事務局へ送付してください。
〈送付先〉\ koyosuishin@pref.kyoto.lg.jp
```


## －応募があった場合

［短期］雇用シェアリング求人情報からの応募であることを確認のうえ選考を行ってください。

## －雇用にあたつては

労働条件通知書の発行など法令に基づいた雇用契約をお願いします。（労働•社会保険もご確認ください。） なお，兼業•副業を認めるためには，就業規則の整備等が必要となります。未整備の場合は整備をお願いします。必要に応じ，専属社労士によるサポートをご利用いただけます。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。

## －採用された場合

求人情報内容の変更や充足時には，短期1雇用シェアリング事務局まで連絡をお願いします。

## －出向の場合は対応が異なります

出向元事業所との間の出向契約が必要になります。詳しくは下記事務局までお問い合わせください。

## 

- 在籍企業からの情報提供または上記サイトから，求人情報を入手してください
- 求人に興味を持たれた場合

まず在籍企業において兼業•副業が禁止されていないか確認してください。

## －希望する求人企業へ直接応募してください

これに先立ち，兼業•副業が可能な場合，他企業で就業する期間•時間，労働•社会保険に関する留意点や手続きなど，在籍企業の担当者と調整いただき，応募にあたっては雇用条件を十分に確認してください。

## －採用が決まった場合は

在籍企業から兼業•副業の許可を受けて就業してください。（労働•社会保険，確定申告手続きが必要になる場合があります。）

【短期】雇用シェアリング情報サイトに掲載されている求人情報は，求人企業自身で作成されたものですので，情報内容については各求人企業にお問い合わせください。

